

## 栃木県使用済自動車等の解体業及び破砕業に関する指導要綱の改正について

### 1 改正の趣旨

「押印を求める手続の見直し等のための環境省・経済産業省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年経済産業省・環境省令第5号）の施行に伴い、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号。以下「施行規則」という。）その他の経済産業省・環境関係省令の様式で定める事業者等に対して押印を求めている手続の押印が不要とされた。

これを踏まえ、栃木県使用済自動車等の解体業及び破砕業に関する指導要綱の様式で定める事業者等に対して押印を求めている手続についても押印を不要とするため、所要の規定の整備を行うもの。

### 2 改正内容

申請者が県に提出する事前協議書等について、押印を求める規定を削る。

### 3 施行日

令和3（2021）年4月1日から適用する。